新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、1月5日にデルタ株よりも感染力の強い新型コロナウイルス感染症「オミクロン株」の陽性者が確認されたことから、同日から「第6波への対処準備期間」と位置づけ、第6波の感染の波をできる限り低く抑えるための感染防止対策に取り組んでいたところです。

このような中、7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第24条第9項に基づき、県民の皆さんに対する県外往来自粛等に関する要請をしたと ころですが、2日連続で新規陽性者数が20人を超え急増している状況を踏まえ、本日 から感染警戒レベルを「感染警戒期」に引き上げ、別添のとおり、法に基づく会食自粛 や行動注意等の要請をすることとしました。

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御 協力を賜りますようお願いします。

令和4年1月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

令和4年1月8日改定

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】令和4年1月8日(土)から

【区域】愛媛県全域

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

要請内容(新規)

【県民の皆さんへの要請】

法要請(特措法第24条9項) (新規・1/8~当面の間)

- 県外から来県する人との飲み会(同窓会・新年会等)は 開催延期
- その他の飲み会も慎重な判断を
- 年末年始に、県外往来や、来県者と接触のあった方は 行動に注意

要請内容(継続)

【県民の皆さんへの要請】

法要請(特措法第24条9項) (継続・1/7~当面の間)

- ○まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張・往来自粛
- ○感染が拡大している地域との出張・往来は慎重に判断
- ○その他県外との出張・往来時には、現地の感染状況を確認し、 現地の注意事項を遵守
 - ※不安のある方は、往来等の前後に積極的に検査をお願いします。

要請内容(継続)

【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検 (継続・1/5~1/31)
感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受けていただくようお願いします。 法要請 (特措法第24条第9項)

【事業者の皆さんへの要請】

○業種別ガイドラインの遵守(継続・11/25~)

法要請 (特措法第24条第9項)

要請内容 (継続)

【事業者の皆さんへの要請】

イベント等に係る法要請	(特措法第24条第9項)
-------------	--------------

- ○業種別ガイドラインの遵守 (継続・11/25~)
- ○イベント等の開催制限 (継続・11/25~)

○1~2~7 分間性的吸 (心心・11/25~)		
	次の人数上限及び収容率を満たすこと	<u>ただし、</u> <u>感染防止安全計画を策定する場合</u> <u>(5,000人超かつ収容率50%超)</u>
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり:大声(観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること)を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表)するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生(クラスター発生、感染防止策の 不徹底等)した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する(ただし、問題が発生 (クラスター発生、感染防止策の不徹底等)し た場合は、直ちに提出する)

✓ 主催者は、国の接触確認アブリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。。